

所沢市地域密着型サービス事業者等の指定及び 指定に係る同意等についての基本方針

(趣旨)

第1条

この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）等について基本的な方針を定め、地域密着型サービス等の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(定義)

第2条

この基本方針における用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、法において使用する用語の例によるものとする。

(同意を求める際の基準)

第3条

所沢市を保険者とする被保険者が市外に所在する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事者所」という。）の利用を希望するときは、所沢市外の地域密着型サービス等の利用に係る申立書（様式第1号）の提出を求め、次の各号に定める基準に適合するかを精査し、適合するときは指定の手続きを進めることとする。

- (1) 当該事業所が所在する市区町村の長の同意があること。
- (2) 利用、入居又は入所（以下「利用等」という。）を希望している者が、以下の理由により本市の地域密着型サービス等を利用することが不可能又は著しく困難な状況であること。

ア 本市に同種のサービスが存在しない

イ 本市の同種サービスにおいて定員の空きがない等、サービス提供が不可能である

ウ 虐待からの避難等

エ その他、住所地の地域密着型サービス等の利用についてアからウまでと同程度の困難性が認められる

(同意を行う際の基準)

第4条

所沢市以外の市区町村の長から市内に所在する事業所の利用のため指定の同意を求められたときは、所沢市の地域密着型サービス等の利用に係る申立書（様式第2号）の提出を

求め、次の各号に定める基準に適合するかを精査し、適合するときは同意を行うこととする。ただし、当該地域密着型サービス等の利用が必要と認められる特別の事情がある場合は、個別に判断を行うこととする。

(1) 当該事業所が以下の要件を満たすこと

ア 利用等を希望している既存の待機者がいない又は既存の待機者よりも利用等の必要性が高いこと

イ 利用等希望者を含め、本市の介護保険被保険者でない者の割合が事業所の契約者又は定員の2割以下（住所地特例対象者を除き、みなし指定による者を含む。）であること

(2) 利用等希望者が、以下の理由により住所地の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難な状況であること

ア 住所地に同種のサービスが存在しない

イ 住所地の同種サービスにおいて定員の空きがない等、サービス提供が不可能である

ウ 虐待からの避難等

(他市区町村から転入した者による市内地域密着型サービスの利用)

第5条

他市区町村から転入した者による本市の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所の入居等については、転入後3か月を経過した者に限るとする。ただし、以下のいずれかに該当し、かつ、当該サービスの利用が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、理由書（様式第3号）の提出を求め、前段の規定によらず個別に判断を行うこととする。

(1) 本市に3親等以内の親族が居住しており、当該親族から継続的な支援が見込まれる場合

(2) その者を介護する3親等以内の親族とともに本市に転入し、当該親族から継続的な支援が見込まれる場合

(3) その他、市長が特に必要と認める場合

(その他)

第6条

法第13条に規定する住所地特例対象施設に入居等の被保険者については、本指針は適用しない。

2 施行の際、現に本市の指定を受けている事業者及び本市の同意を受けて他市区町村より指定を受けている事業者については、適用日以降本方針に掲げる要件を満たすまでの

間は、新たな指定及び同意を行わないものとする。

この基本方針は、令和4年11月1日から適用する。